

審議会等の設置・運営等に関する基準の改定について（ポイント）

<新基準適用日>

● 平成26年5月1日以降

この日以降に委員の改選や、新たに委員選任を行う場合は、新基準に基づき実施することになります。（ガイドラインに沿った運用）

- 審議会等の設置及び運営等に関する要綱（旧要綱は廃止）
- 審議会等の設置・運営等に関するガイドライン（新規策定）

★ 従来からの変更点（ポイント）

1. 委員選任方法

これまで、慣例により関係団体等からの推薦委員を中心に構成されてきた委員構成を、審議会毎の所掌事項やその特性に応じた委員構成になるよう見直します。
2. 委員選任留意事項の主な追加・変更点
 - ・兼職の制限 **原則3機関まで**
 - ・再任の制限 **原則10年以内**
 - ・公募委員割合 **3割以上**（従前は2割以上）
 - ・関係団体に委員推薦を依頼する場合は、団体の長に限らない
 - ・市職員を委員として選任しない
3. 公募基準の変更
 - ・委員の選考方法に小論文や面接を実施できることを追加
 - ・選考審査会は、担当部局内の3人以上の職員で構成することに変更（従前の選考審査会の委員構成は、副市長、企画部長、総務部長）
4. 公募委員選考要領の制定
 - ・公募委員の選考を実施にあたり、審議会毎に選考要領を定めることが必要となります。
5. 公募委員選考基準の決定
 - ・選考審査会で定めた選考基準等を用い、評価を行い選考します。
6. 会議公開の原則
 - ・審議会等の会議は原則公開します。（除外規定あり）
7. 廃止や統合の検討
 - ・既に役割を終えている機関などの廃止や統合を検討します。
8. 連絡調整
 - ・審議会等の設置や廃止、統合を行う場合は、事前に企画部長及び企画財政課長と協議が必要になります。
 - ・毎年、年度終了後（4月末までに）に前年度の審議会等の運営状況を企画財政課長に報告します。
9. 若年層の市政への積極的な参加推進（答申事項）
 - ・審議会等の有効な市民参画の方法としてより一層機能させるため、若年層の市政への参画を促す取り組みを推進します。
10. 有識者の確保・拡充（答申事項）
 - ・審議会等の審議に際しては、原則として一定の専門的視点が求められることは、基本的な要件であり、有識者が存在しないことや、一定割合以上有識者が確保されていい状況は、審議会等の本来的意義を損なうこととなります。よって、新たに審議会等を設置したり委員構成を見直す場合は、その所掌事項や特性に応じ有識者の確保・拡充に努めます。